

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正することについて

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

- (1) 教育委員会の委員長と教育長とが一本化された新「教育長」が設置されることに伴い、委員長の報酬規定を削除するとともに、教育長の給与等及び勤務条件を新たに規定すること。
- (2) 法律の引用条項の移動により改めること。